

# 令和4年度特定健康診査・特定保健指導推進研修 実施要領（案）

## 1 目 的

県レベルの指導者及び新たに特定健診・特定保健指導に従事する保健師、看護師、管理栄養士等が、それぞれの地域や保険者の特性に応じた健診・保健指導事業を適切に企画・評価し、対象者の行動変容を促す保健指導を実践できること、さらには、住民が健康で心豊かな生活を送る「(住民) 共助の健康まちづくり」の実現のための能力を培うこと、又、当該能力により実践者を支援できることを目的とする。

## 2 実施主体

鹿児島県、鹿児島県保険者協議会

## 3 研修受講対象者

- (1) 市町村で主に特定保健指導を担当する保健師、管理栄養士
- (2) 県保健所の保健師、管理栄養士
- (3) 医療保険者で主に特定保健指導を担当する保健師、管理栄養士  
※ 鹿児島県保険者協議会に加入している医療保険者
- (4) 民間事業者（特定保健指導機関）の医師、保健師、管理栄養士、及び一定の保健指導の経験のある看護師  
※ 特定保健指導機関として支払基金に登録しており、医療保険者と特定保健指導の委託契約を締結している民間事業者に限る。ただし、受講希望者多数の場合は、現在特定保健指導に従事し当該研修を初めて受講する者を最優先とする。

## 4 研修目標

- (1) 研修受講対象者のうち3の(1)・(2)に該当する者
  - ① 特定健診・保健指導事業の企画・実践・評価ができること、又は、当該能力により実践者を支援できること。
  - ② 対象者の行動変容を促す保健指導を実践できること、更には、「住民共助の健康まちづくり」の実現のための能力を培うこと、又は、当該能力により実践者を支援できること。
  - ③ 地域の特性に応じた実践者養成研修の企画ができること。
- (2) 研修受講対象者のうち3の(3)に該当する者
  - ① 特定健診・保健指導事業の企画・実践・評価ができること、又は、当該能力により実践者の支援ができること。
  - ② 対象者の行動変容を促す保健指導を実践できること、更には、「住民共助の健康まちづくり」の実現のための能力を培うこと、又は、当該能力により実践者の支援ができること。
- (3) 研修受講対象者のうち3の(4)に該当する者
  - ① 対象者の行動変容を促す保健指導を実践できること、更には、「住民共助の健康まちづくり」の実現のための能力を培うこと、又は、当該能力により実践者を支援できること。

## 5 日時・場所・内容

別紙「令和4年度特定健康診査・特定保健指導推進研修プログラム」のとおり

## 6 留意事項

- (1) 修了証書発行の要件については、以下のとおり。研修対象によって要件が異なるため、御留意ください。
  - ① 初任者（保健指導経験年数3年未満）：7月27日(水)、28日(木)の2日間全てのプログラムを受講した者
  - ② 経験者（保健指導経験年数3年以上）：7月28日(木)、29日(金)の2日間全てのプログラムを受講した者
- (2) 研修受講対象者のうち、(1)・(2)の対象者については、各地域振興局及び各支庁において実施する地区別フォローアップ研修の企画・運営・評価を行う。
- (3) 申込み後、主催者側から電子メールによる連絡を行うことがあるので、常に内容を確認できる環境を各自で整備しておくこと。
- (4) プログラムは今後、若干の変更があり得る。

## 7 持参資料

当研修の受講に当たり、アンケートを実施する。  
また、資料等については、別途連絡する。